

広島県告示第六百四号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第三の規定により、広島県立広島がん高精度放射線治療センターにおける文書料を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。
なお、平成二十七年広島県告示第五百二十五号（広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例別表第三の規定による文書料）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月九日

広島県知事 湯崎英彦

特別診断書		法令の規定により一定の書式のもの	生命保険会社及び裁判所等に提出するもの	一通につき	二、四〇〇円	単位	区 分
普通診断書	證明書（通院證明等）	一通につき	一通につき	一通につき	四、〇八〇円	金額	
		一通につき	一、六七〇円	一、一〇〇円			